

富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金

(SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業)

交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価やエネルギー価格の高騰により影響を受けた市内事業者等の持続的な操業に向けて、資源循環型社会の構築や革新的なものづくりへの挑戦によるSDGsの達成と温室効果ガス排出量の削減に寄与する新たな事業展開等を図る市内事業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGsものづくり事業 「産業と技術革新の基盤づくり」「つくる責任 つかう責任」等のSDGsで定めるゴールの達成に寄与する新製品の開発や新技術の導入、生産プロセスの改良や素材・原料の見直し等による新たなものづくり事業をいう。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減 SDGsものづくり事業によって、製造に係る温室効果ガスの排出量又はLCAの数値が削減されることをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であつて、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E―製造業及びこれに類する業種であると市長が認めたものをいう。

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、温室効果ガス排出量の削減に寄与するSDGsものづくり事業に取り組む市内中小企業者等とする。ただし、実施する事業が他の支援措置を受け、又は受ける予定のあるものである場合は、対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費は二つ以上の区分にまたがることを要件とする。

- (1) 出張等に要する経費

- (2) 試作品に係る原材料及び副資材の購入に要する経費
- (3) 消耗品の購入に要する経費
- (4) 指導・相談等を受けた場合に支払う謝礼
- (5) 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、授受及び実施権等を使用するために支払う経費
- (6) 加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費
- (7) 機械装置、工具又は器具の購入に要する経費
- (8) 機械装置、工具又は器具の修繕、リースに要する経費
- (9) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項第7号に定める経費は、補助対象経費全体の3分の2に相当する額又は150万円のいずれか少ない額を超えて補助対象経費に算入できない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 会社案内（パンフレット等）
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了後速やかに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第7号様式）
- (2) 収支決算書（第8号様式）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) 成果品、事業過程等の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金
（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）
交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

所在地
申請者 名称
代表者職氏名
電話番号

富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業テーマ名	
2 補助対象経費の合計額	円
3 補助申請額	円

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

1 事業テーマ名

2 事業の予定期間

3 事業の内容

(1) 持続可能な操業に向けた課題及び事業計画に至る背景等

(2) 事業概要

ア 具体的な事業内容

イ 事業の実施に当たり活用するこれまでの技術やノウハウ等

ウ 事業の新規性・独創性

エ 事業の成果目標

4 実施の体制（連携機関と役割）

5 事業の実施に伴うSDGs推進・達成への貢献度や市内産業等に及ぼす影響や効果

6 温室効果ガス排出量の削減理由と想定される効果

温室効果ガス排出量：事業実施前 kg/年 → 事業実施後 kg/年

7 担当者の役職、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

第3号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
旅 費		
原 材 料 費		
消 耗 品 費		
技 術 指 導 料		
産 業 財 産 権 関 連 費		
委 託 費		
機器及び設備の整備費		
機器及び設備の修繕・リース費		
合 計		

（注）必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

第4号様式（第7条関係）

富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金

（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）

交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付けで申請のあった富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
-----------	---

- 交付の条件
- 1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 2 補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
 - 3 補助事業により整備した機械装置等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。

事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

申請者
所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業を次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更の理由	
2 変更の内容	

実績報告書

年 月 日

（宛先） 富士市長

	所 在 地
報告者	名 称
	代表者職氏名
	電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

事業報告書

事業テーマ名	
事業の実施内容	
事業により得られた成果	
SDGsの達成に向けた 今後の事業計画等	
担当者の役職、氏名 及び電話番号	(役職) (氏名) (電話番号)

第8号様式（第9条関係）

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
旅 費		
原 材 料 費		
消 耗 品 費		
技 術 指 導 料		
産 業 財 産 権 関 連 費		
委 託 費		
機器及び設備の整備 費		
機器及び設備の修 繕・リース費		
合 計		

（注）補助対象経費の支払を確認できる書類の写しを添付すること。

第9号様式（第10条関係）

富士市エネルギー高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金
（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）
交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 

年 月 日付け 第 号により決定した富士市エネルギー高騰対策SDGsもの
づくり高度化事業補助金（SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業）につ
いて、次のとおり確定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円